

令和 7 年度

国営施設応急対策事業母畑地区

北幹線用水路実施設計（その 3）業務

特別仕様書

東北農政局阿武隈土地改良調査管理事務所

第1章 総 則

(適用範囲)

第1－1条

国営施設応急対策事業母畑地区北幹線水路実施設計（その3）業務の施行に当たっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」（以下「共通仕様書（設）」という。）、「地質・土質調査業務共通仕様書」（以下「共通仕様書（調）」という。）によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

(目的)

第1－2条

本業務は、国営施設応急対策事業母畑地区の工事实施のため、北幹線水路の電気防食工の調査及び実施設計を行うものである。

(場所)

第1－3条

本業務の実施位置は福島県須賀川市及び石川郡玉川村地内であり、別紙－1「位置図」に示すとおりである。

(土地の立入り等)

第1－4条

1 設計業務

作業実施のための土地への立入り等は、共通仕様書（設）第1-16条によるが、発注者の許可無く土地の踏み荒らし、立木伐採等を行った場合に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。

2 調査業務

作業実施のための土地への立入り等は、共通仕様書（調）第1-15条によるが、土地の踏み荒らし、立木伐採等に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。

なお、現地立入りにあたっては、監督職員と連絡を取った後、作業に着手するものとする。

(低入札価格契約における第三者照査)

第1－5条

1 予算決算及び会計令（以下、「予決令」という。）第85条の基準に基づく価格（以下、「調査基準価格」という。）を下回る価格で契約した場合においては、受注者は

「業務請負契約書第11条照査技術者」及び「共通仕様書（設）第1-7条照査技術者及び照査の実施」については、受注者が自ら行う照査とは別に、受注者の責任において共通仕様書等を基本とする第三者の照査（以下、「第三者照査」という。）を実施しなければならない。

2 第三者照査の企業に要求される資格

- （１） 予決令第98条において準用する予決令第70条及び第71条の規定に該当していないこと。
- （２） 東北農政局において、令和７・８度（当該業種区分）の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。
- （３） 東北農政局長から、建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
- （４） 共通仕様書（設）第1-30条守秘義務を遵守できるものであること。
- （５） 中立的、公平な立場で照査が可能な者であること。

なお、第三者照査を実施するものは受注者との関係において、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

ア 資本関係

- （ア） 親会社と子会社の関係にある
- （イ） 親会社を同じくする子会社同士の関係にある

イ 人的関係

- （ア） 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている

3 第三者照査を行う照査技術者に要求される資格

第三者照査を行う照査技術者は、受注者が配置する照査技術者と同等の能力と経験を有する以下の者であること。

- （１） 照査技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者
- （２） 照査技術者と同等の技術者資格を有する者

4 照査技術者の通知

受注者は、自ら行う照査の他に、第三者照査を行う照査技術者を定め発注者に通知するものとする。

5 照査計画

受注者は、第三者の照査方法については、自ら行う照査とあわせて業務計画書に照査計画として、具体的な照査時期、照査事項等を定めなければならない。

また、照査結果及び照査状況については、その都度監督職員に報告しなければならない。

ない。

6 報告書原稿作成段階時打合せへの立会い

特別仕様書第4-1条（打合せ）に示す打合せのうち、報告書原稿作成段階での打合せ時には、第三者照査を行う照査技術者も立ち会うものとする。

7 第三者照査の照査技術者のAGRIS登録

共通仕様書（設）第1-12条の農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（AGRIS）の登録に当たっては、第三者照査を行った照査技術者の実績登録は認めない。

8 契約不適合責任

引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであるときは、業務請負契約書第41条のとおり、受注者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができるものであり、第三者照査を実施したものが責任を負うものではない。

（履行確実性評価の達成状況の確認）

第1－6条

本業務の受注にあたり、調査基準価格を下回る金額で受注した場合には、履行確実性評価の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。

その上で、提出された資料をもとに以下の内容について履行確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。

なお、業務完了検査時まで提出されない場合には以降の提出を受け付けず、業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

- （1）審査項目 a）～ c）において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合
- （2）審査項目 d）において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合
- （3）その他、業務計画書等示された、実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる等、業務実施体制に関する問題が生じた場合
- （4）業務成果品のミス、不備等

(一般事項)

第 1－7 条

業務請負契約書、共通仕様書（設）、共通仕様書（調）に示す以外の一般事項は、次のとおりである。

- (1) 作業実施の順序、方法等は監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。
- (2) 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めたときは、速やかにこれに応じるものとする。
- (3) 作業に伴う立木伐採等については、事前に監督職員の承諾を得るとともに、所有者の承諾を得た後行うものとする。

また、伐採は必要最小限にとどめるとともに、伐採した有価木は付近に整理し、みだりに第三者に被害を与え、トラブルの生じることのないよう留意するものとする。

(管理技術者)

第 1－8 条

- 1 管理技術者は、共通仕様書（設）第 1-6 条第 3 項によるものとし、農業土木技術管理士以外の業務に該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。

資格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	農業－農業土木
		農業－農業農村工学
	農業	農業土木
		農業農村工学
博士	農学	
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	

- 2 予算決算及び会計令第 85 条の基準に基づく価格（以下、「調査基準価格」という。）を下回る価格で契約した場合においては、管理技術者は屋外で行う調査の実施に際して現場に常駐するとともに、作業日毎に業務の内容を監督職員に報告しなければならない。

なお、管理技術者が現場での常駐場所を定めた場合、あるいは変更した場合は監督職員に報告することとする。

(照査技術者)

第1－9条

- 1 照査技術者は、共通仕様書（設）第1-7条第2項によるものとし、農業土木技術管理士以外の業務に該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。

資格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	農業－農業土木
		農業－農業農村工学
	農業	農業土木
		農業農村工学
博士	農学	
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	

予算決算及び会計令第85条の基準に基づく価格（以下、「調査基準価格」という。）を下回る価格で契約した場合においては、管理技術者は屋外で行う調査の実施に際して現場に常駐するとともに、作業日毎に業務の内容を監督職員に報告しなければならない。

なお、管理技術者が現場での常駐場所を定めた場合、あるいは変更した場合は監督職員に報告することとする。

- 2 本業務における照査は、「設計業務照査の手引書（案）」（以下「照査手引書」という。）に基づき実施する。

また、「照査手引書」に基づく照査により作成した資料は、共通仕様書（設）第1-7条第5項に規定する報告書に含めて提出するものとする。

- 3 当該業務の中で照査技術者は、管理技術者を兼務することはできない。

(担当技術者)

第1－10条

- 1 担当技術者は、共通仕様書（設）第1-8条によるものとする。
- 2 担当技術者は、地質・土質調査業務と合わせて行う場合にあっては、地質・土質調査部門の担当技術者を含むものとする。

(配置技術者の確認)

第 1－11 条

共通仕様書（設）第1-11条における業務組織計画の作成及び共通仕様書（設）第1-12条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。

（１）受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。

なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。

（２）農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とする。

(保険加入)

第 1－12 条

受注者は、共通仕様書（設）第1-37条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。

また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

第 2 章 作業条件

(適用する図書)

第 2－1 条

本業務の基本的事項に関しては、次に示す図書によるものとする。

他の図書を適用する場合は、監督職員の承諾を得るものとする。

番号	名称	発行所	制定(改訂)年月
1	土地改良事業計画設計基準及び運用・解説 設計「パイプライン」	(公社)農業農村工学会	令和 3 年 6 月
2	農業水利施設の機能保全の手引き「パイプライン」	農林水産省農村振興局	平成28年8月

(設計条件)

第 2－2 条

1 設計基本条件

（１）北幹線用水路

施設項目	規格等	備考
北幹線用水路	(最大通水量 2.101m ³ /s) トンネル 標準馬てい形 2r=2.5m L=1161.4m パイプライン SP φ2000mm～φ1800mm L=599.4m PC φ1800mm～φ900mm L=7396.5m	

2 対象施設

本業務の対象施設は、別紙－2「調査設計対象一覧（北幹線用水路）」に示すものとする。

(作業条件)

第2－3条

本業務の実施に当たっては、以下の事項に留意して作業を進めるものとする。

- (1) 作業の実施に当たっては、事前に作業方法について監督職員及び監督職員が指示する者と十分打合せを行い、手戻りのないよう留意しなければならない。
- (2) 本業務において生じた第三者との紛争で受注者の責に帰する事項は、受注者の責任において処理しなければならない。
- (3) 現地作業において、仮設工が必要となった場合には、監督職員と協議するものとする。

(貸与資料等)

第2－4条

貸与資料は、次のとおりである。

分類	貸与資料	数量
関係図書	事業誌 母畑開拓事業の歩み	1式
	母畑開拓建設事業 施設管理図	1式
成果品	平成26年度 国営造成施設保全対策指導事業 母畑地区北幹線用水路機能診断業務 報告書	1式
	平成28年度 国営施設応急対策事業 母畑地区事業計画検討その他業務	1式
	平成30年度 国営施設応急対策事業 母畑地区幹線用水路調査検討その他業務	1式

	平成31年度 国営施設応急対策事業 母畑地区事業計画整理検討その他業務 報告書	1式
	令和2年度 国営施設応急対策事業 母畑地区事業計画とりまとめ業務 報告書	1式
	令和3年度 国営施設応急対策事業母畑地区 南幹線用水路調査測量設計業務 報告書	1式
その他	その他監督職員が必要と認める資料	1式

また、上記以外に必要な資料がある場合は監督職員と協議するものとする。

(貸与資料の取扱い)

第2-5条

第2-4条(貸与資料等)に示す参考図書及び貸与資料の取扱いは次のとおりとする。

- (1) 参考資料及び貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- (2) 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。

第3章 設計作業内容

(作業項目及び数量)

第3-1条

本業務における作業項目は、次の作業項目表のとおりである。

なお、詳細は、別紙-3「作業項目内訳表」に示すものとする。

1 設計業務

作業項目	数量	備考
1 業務準備	1式	
2 現地踏査	1式	
3 資料の検討	1式	
4 設計計画		
4-1 基本条件の検討	1式	
4-2 電気対策工法の検討	1式	
5 電気防食設計図作成	1式	
6 付帯設備設計図等作成	1式	

7	数量計算	1 式	
8	施工計画	1 式	
9	特別仕様書作成	1 式	
10	概算工事費積算	1 式	
11	総合検討	1 式	
12	照査	1 式	
13	点検取りまとめ	1 式	

2 調査業務

	作業項目	数量	備考
1	土壌抵抗率	10 箇所	
2	仮通電試験	15 箇所	

(設計作業の留意点)

第3－2条

設計作業の実施に際し特に留意する点は、次のとおりとする。

- (1) 設計に当たっては、更新または補修される施設が必要な機能及び安全で所要の耐久性を有するとともに維持管理、施工性及び経済性について考慮しなければならない。
- (2) 施工上特に注意する点を特記する必要がある場合には、設計図面に記入するものとする。
- (3) 当該業務で実施するコスト縮減対策の検討作業に関し、検討の視点、施策の提案内容及び比較検討の過程や結果等の成果については、報告書中に「コスト縮減対策」の章を別途設定し、取りまとめるものとする。

なお、コスト縮減に関して新技術や新工法等の選定にあたっては、農業農村整備民間技術情報データベース（NNTD）及び新技術情報システム（NETIS）等を積極的に活用しなければならない。

・農業農村整備民間技術情報データベース（NNTD）については、
http://www.nn-techinfo.jp/mdb_web/MdbTop.do を参照。

・新技術情報システム（NETIS）は
<http://www.netis.mlit.go.jp/NetisRev/NewIndex.asp> を参照。

- (4) 数量計算に当たっては、「工事工種の体系化」に基づき作成するものとする。
 なお、「工事工種の体系化」に該当しない工種や用語については、監督職員と協議するものとする。

・「工事工種の体系化」は
http://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/kouzi_kousyu/ を参照。

- (5) 新農林水産省木材利用推進計画(平成22年12月)において、柵工、残存型柵、標識工、視線誘導標等は木製の割合100%を目標としており、柵工、残存型柵、標識工、視線誘導標等の設計においてはこれに留意するものとする。
- (6) 数量計算に当たっては、土地改良工事数量算出要領(案)に基づき行うものとし、それ以外については、監督職員と協議するものとする。

(調査作業の留意点)

第3-3条

調査作業の実施に際し特に留意する点は、次の通りとする。

- (1) 現地調査において著しく機能が低下している設備を発見した場合は、遅滞なく監督職員へ報告するものとする。
- (2) 現地調査等施設の状況確認においては、できる限り施設管理者の同行により意見・助言を受けて実施するものとする。
- (3) 対策内容の検討に当たっては、当該設備が必要な機能及び安全で所要の耐久性を有するとともに維持管理、施工性及び経済性について考慮しなければならない。
- (4) 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。
- (5) 現地調査等の実施に当たっては、監督職員及び施設管理者等関係機関との連絡調整を密に行い、安全かつ効率的に実施できるように配慮しなければならない。
- (6) 対策内容の検討に当たっては、事業への適用性や施設管理者の管理体制等を総合的に検討する。

(業務の成果品質確保対策)

第3-4条

契約後業務着手時並びに最終打合せ時において、受発注者間の設計方針、条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、管理技術者等の受注者代表は、次の事項並びに「業務の成果品質確保対策」(農水省WEBサイト)を十分に理解のうえ、対応するものとする。

(1) 業務確認会議

業務着手時に管理技術者、担当技術者並びに事務所長、次長、担当課長、主任監督員(主催)、監督員、業務担当者が、設計方針、条件等の確認を一堂に会して実施することにより、業務の円滑な推進と成果物の品質確保を図るものとする。

ア 業務確認会議とは、発注者及び受注者が集まり、次の事項について確認を行

う会議を開催するものである。なお、確認事項については変更する場合がある。

確認事項
作業条件・前提条件
業務計画の妥当性
スケジュール
設計変更内容
その他（事業間連携、資材選定チェック、環境対策等の促進）

イ 会議の開催については、監督職員が指示するものとする。なお、開催時期の変更、開催回数の追加が必要な場合は、監督職員と協議するものとし、規定の打合せ時以外に開催する場合の費用については、必要に応じて設計変更で計上する。

（２）合同現地踏査

管理技術者、担当技術者並びに事務所長、担当課長、主任監督員（主催）、監督員、担当者が、必要に応じて合同で現地踏査を行うことにより、設計条件や施工の留意点、関連事業の情報、設計方針の明確化等、情報共有を図る。

（３）照査の確実な実施

業務の最終打合せ時において、成果物のうち照査報告書については、照査を実施した照査技術者自身による報告を原則とする。

また、最終打合せ時以外であっても、必要に応じて、照査技術者自身からの照査報告を実施できるものとする。

（４）当該業務成果による工事発注の際に、別途工事の受発注者が当該工事に対する「工事の施工効率向上対策」（農水省WEBサイト）による工事円滑化会議及び設計変更確認会議を開催することとしており、同会議に出席要請があった場合には応じるものとする。なお、出席に必要な経費については、別途契約により対応することとする。

（５）業務確認会議において確認した事項については、打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。

（業務写真における黒板情報の電子化）

第３－５条

黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に業務写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。

受注者は、業務契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、下記の（１）から（４）によりこれを実施するものとする。

(1) 使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下、「機器等」という。）は、電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」(URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」)に記載する基準を用いた信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。

(2) 機器等の導入

- ア 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。
- イ 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。

(3) 黒板情報の電子的記入に関する取扱い

- ア 受注者は、上記「(1) 使用する機器・ソフトウェア」の機器等を用いて業務写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。
- イ 本業務の業務写真の取扱いは、「電子化写真データの作成要領（案）」によるものとする。

なお、上記（1）に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領（案）6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。
- ウ 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。

(4) 写真の納品

受注者は、上記「(3) 黒板情報の電子的記入に関する取扱い」に示す黒板情報の電子化を行った写真を、業務完了時に発注者へ納品するものとする。

なお、受注者は納品時に

URL(https://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html)のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。

(5) 費用

機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、間接調査費に含まれる。

第4章 打合せ

(打合せ)

第4－1条

共通仕様書（設）第1-10条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。

また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。

回数	打合せ	目的
第1回	初回打合せ	現場条件等の確認、貸与資料の貸与
第2回	中間打合せ	基本事項選定段階
第3回	中間打合せ	設計内容選定段階
第4回	中間打合せ	報告書原稿作成段階
第5回	最終打合せ	報告書完成段階

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。

ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。

その際、管理技術者は、共通仕様書（設）第1-11条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。

第5章 成果物

（成果物）

第5－1条

- 1 成果物を共通仕様書（設）第1-17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

成果物	数量
成果物の電子媒体（CD-R 若しくは DVD-R）	正副2部
成果物の出力（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可）	1部

- 2 開示用成果物の作成

上記「1 成果物」のほかに、成果物に含まれる個人情報等の不開示情報について、その該当箇所を黒塗り等にする措置を行い、電子媒体（CD-R 若しくはDVD-R）により別途1部提出するものとする。

なお、黒塗り等の措置を行った成果物の出力は不要とする。

（成果物の提出先）

第5－2条

成果物の提出先は、次のとおりとする。

福島県福島市笹谷字稲場38－7

第6章 契約変更

(契約変更)

第6－1条

業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

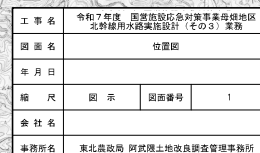
- (1) 第2－2条に示す「設計条件」に変更が生じた場合。
- (2) 第2－3条に示す「作業条件」に変更が生じた場合。
- (3) 第3－1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合。
- (4) 第3－4条に示す「業務の成果品質確保対策」に変更が生じた場合。
- (5) 第4－1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。
- (6) 第5－1条に示す「成果物」に変更が生じた場合。
- (7) 履行期間の変更が生じた場合。
- (8) 関係機関等対外的協議により業務計画等に変更が生じた場合。
- (9) 現地作業において仮設工が必要となった場合。
- (10) 本業務の遂行に伴い、新たな作業が必要となった場合。
- (11) その他

第7章 定めなき事項

(定めなき事項)

第7－1条

この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。



別紙－２ 調査設計対象施設一覧（北幹線用水路）

番号	施設名	(参考) 管状況	調査		設計
			土壌抵抗率	仮通電試験	
	【分土工】				
1	第1号分土工	本管φ1800、分水管φ500	●	●	●
2	第2号分土工	本管φ1800、分水管φ500	●	●	●
3	第3-1号分土工	本管φ1650、分水管φ300	●	●	●
4	第10号分土工	本管φ700、分水管φ400			●
	【排泥工】				
5	第2号排泥工	本管φ1800、排泥管φ450	●	●	●
6	第4号排泥工	本管φ1800、排泥管φ450	●	●	●
7	第6号排泥工	本管φ1800、排泥管φ450	●	●	●
8	第8号排泥工	本管φ1650、排泥管φ450	●	●	●
9	第9号排泥工	本管φ1350、排泥管φ400		●	●
10	第10号排泥工	本管φ1200、排泥管φ400	●	●	●
11	第11号排泥工	本管φ1200、排泥管φ400		●	●
12	第12号排泥工	本管φ1200、排泥管φ400	●	●	●
13	第13号排泥工	本管φ1100、排泥管φ400		●	●
14	第14号排泥工	本管φ900、排泥管φ350	●	●	●
15	第18号排泥工	本管φ700、排泥管φ250		●	●
16	第20号排泥工	本管φ700、排泥管φ250		●	●
			10	15	16

※空欄は過年度調査実施済み、●は本業務の調査箇所

別紙―3 作業項目内訳表

I. 設計業務

作 業 項 目	作 業 内 容	作 業 実施欄
1. 業務準備	調査対象施設の周辺の地形、現況、諸施設について調査し、業務実施計画書策定のために必要な現地調査を行う。	○
2. 現地踏査	実施設計に必要な踏査を行う。	○
3. 資料の検討	実施設計のための資料収集及び貸与資料の内容を把握する。	○
4. 設計計画		
4-1. 基本条件の検討	詳細実測資料に基づく水理構造条件を決定する。	○
4-2. 電食対策工法の検討	電食対策工法について、過年度業務調査結果及びこの業務における調査結果に基づき比較検討をする。 なお、電食対策工法の比較検討にあたっては、電食対策工事の費用のみではなく、工事実施後の定期点検及び管理等の費用を含めるものとする。	○
5. 電気防食設計図作成	設計計画に基づき、電気防食設計図（適宜土工図等含む）を作成する。	○
6. 付帯設備設計図等作成	設計計画に基づき、付帯設備更新設計図及び仮設図を作成する。	○
7. 数量計算	図面に基づき、数量を算出する。	○
8. 施工計画	工程計画、施工順序、方法や主要仮設の施工計画等の詳細計画図を作成する。	○
9. 特別仕様書作成	工事実施に必要な特別仕様書を作成する。	○
10. 概算工事費積算	各工種の単価を作成し、概算工事費を算定する。	○
11. 総合検討	前項までの作業について総合的に検討し、工事実施のための点検を行う。	○
12. 照 査	照査計画に基づき、業務の節目毎に照査を実施し、照査報告書の作成を行う。	○
13. 点検取りまとめ	各作業項目の成果物の点検、取りまとめ及び報告書の作成を行う。	○

II. 調査業務

作業項目	作業内容・条件	数量
1. 土壌抵抗率	マクロセル対策	10 箇所
2. 仮通電試験	マクロセル対策 管対地電位	15 箇所